

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現 行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の十二まで（現行のとおり）</p> <p>（その他削減量）</p> <p>第四条の十三（現行のとおり）</p> <p>一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなお効力を有するものとされた同省令附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「なお効力を有する旧特別措置法施行規則」という。）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>第四条の十三の二（現行のとおり）</p> <p>（義務充当の失効）</p> <p>第四条の十四（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の十二まで（略）</p> <p>（その他削減量）</p> <p>第四条の十三（略）</p> <p>一 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなお効力を有するものとされた同省令附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号。以下「なお効力を有する旧特別措置法施行規則」という。）第一条第二項に規定する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量</p> <p>二及び三（略）</p> <p>第四条の十三の二（略）</p> <p>（義務充当の失効）</p> <p>第四条の十四（略）</p>
<p>一（現行のとおり）</p>	<p>一（略）</p> <p>ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第十二条の規定によりなお効力を有するものとされた同法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第六条の規定による経過</p>

	措置利用量の減少 イ及びウ (現行のとおり)
一 (現行のとおり)	(現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第四条の十五から第四条の二十一の七の二まで (現行のとおり)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの なお効力を有する旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類(当該その他削減量を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行に充てる場合を除く。)

三及び四 (現行のとおり)

4及び5 (現行のとおり)

第四条の二十一の九から第四条の二十三まで (現行のとおり)

(統括管理者等の選任)

第四条の二十四 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

ア及びイ (現行のとおり)

	定による経過措置利用量の減少 イ及びウ (略)
一 (略)	(略)

2 (略)

第四条の十五から第四条の二十一の七の二まで (略)

(振替可能削減量の振替等の申請)

第四条の二十一の八 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

二 その他削減量のうち第四条の十三第一号に該当するもの なお効力を有する旧特別措置法施行規則第五条第三項の規定により開設された口座において新エネルギー等電気相当量の減量の記録がされたことを証する書類(当該その他削減量を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第一項に規定する電気事業者の発電所(変電所を含む。)の削減義務の履行に充てる場合を除く。)

三及び四 (略)

4及び5 (略)

第四条の二十一の九から第四条の二十三まで (略)

(統括管理者等の選任)

第四条の二十四 (略)

2 (略)

3 (略)

一 (略)

ア及びイ (略)

ウ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第五十五条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者

エ及びオ（現行のとおり）

二及び三（現行のとおり）

第四条の二十五から第十三条の五の二まで（現行のとおり）
（特定家庭用機器）

第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第百五十条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲げるものとする。

一から三まで（現行のとおり）

（省エネルギー性能等の表示）

第十三条の七（現行のとおり）

2（現行のとおり）

一（現行のとおり）

一 省エネ法第百四十九条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によって得られた数値（以下「エネルギー消費効率」という。）

二 省エネ法第百四十九条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したもの

四 省エネ法第百四十九条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度

五から八まで（現行のとおり）

第十四条から第十六条の三まで（現行のとおり）

ウ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネ法」という。）第五十一条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者

エ及びオ（略）

二及び三（略）

第四条の二十五から第十三条の五の二まで（略）
（特定家庭用機器）

第十三条の六 条例第二十五条の四第一項に規定する規則で定める家庭用電気機器等は、未使用の機械器具で、省エネ法第百四十六条第一項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するもののうち、次に掲げるものとする。

一から三まで（略）

（省エネルギー性能等の表示）

第十三条の七（略）

2（略）

一（略）

一 省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める測定方法によって得られた数値（以下「エネルギー消費効率」という。）

二 省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める数値に対するエネルギー消費効率の達成率を百分率で表したもの

四 省エネ法第百四十五条第一項の規定に基づき、機器ごとに経済産業大臣が定める年度

五から八まで（略）

第十四条から第十六条の三まで（略）

(燃費性能)

第十六条の四 (現行のとおり)

- 一 揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第百五十一条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものに限る。) 当該エネルギー消費効率の値
- 二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第百五十一条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものを除く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算出された当該エネルギー消費効率に相当する値

第十七条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第九まで (現行のとおり)

別表第十 公害防止管理者の資格要件(第四十九条関係)

区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	<ul style="list-style-type: none"> 一 (現行のとおり) (二) から (十一) まで (現行のとおり) (十二) 省エネ法第九条第一項に定めるエネルギー管理士免状を有する者 (十三) 及び (十四) (現行のとおり) 二から四まで (現行のとおり)
東京都二種公害防止管理者	(現行のとおり)

(燃費性能)

第十六条の四 (略)

- 一 揮発油若しくは軽油を燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第百四十七条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものに限る。) 当該エネルギー消費効率の値
- 二 前号の燃料以外のものを燃料とする自動車又は液化石油ガスを燃料とする自動車(省エネ法第百四十七条第一号に規定する特定機器のエネルギー消費効率のうち自動車に係るものが定められているものを除く。) 当該エネルギー消費効率の算定方法に準じて算出された当該エネルギー消費効率に相当する値

第十七条から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第九まで (略)

別記第十 公害防止管理者の資格要件(第四十九条関係)

区分	資格要件
東京都一種公害防止管理者	<ul style="list-style-type: none"> 一 (略) (二) から (十一) まで (略) (十二) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第九条第一項に定めるエネルギー管理士免状を有する者 (十三) 及び (十四) (略) 二から四まで (略)
東京都二種公害防止管理者	(略)